

確定申告はスマホで完結！！

5つのメリット

自分で

Myself

簡単

Easy

ゆっくい

Relax

情報

Information

時間

Time

- ・国税庁ホームページの案内に従い金額などを入力するだけで、申告書が作成可能！
- ・作成した申告書は自宅から送信できます！

- ・スマホ専用画面で見やすく操作が簡単！
- ・添付書類と本人確認書類の提出省略が可能。

※ 申告内容によっては、添付書類の別途提出が必要になる場合があります。

- ・申告会場に行く時間も会場での待ち時間も不要！
- ・自宅でゆっくり申告書が作成できます！

- ・申告済データはスマホに保存。
- ・いつでも申告情報を確認できます！

- ・確定申告期には、24時間いつでも利用可能！
- ・還付金の振込が3週間程度とスピーディー！

スマホ専用画面を利用できるのは…

収入は

給与所得（複数可）
公的年金等
その他雑所得
一時所得

所得控除は

すべてに対応

税額控除は

政党等寄附金等特別控除
災害減免額

その他…

予定納税額
本年分で差し引く
繰越損失額など

詳しくは、確定申告で検索！
www.keisan.nta.go.jp

確定申告



大阪国税局・税務署

申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



スマホはこちらから→



確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想
94%の方が役立つ
と回答



STEP 2 申告書を作成

国税庁 確定申告書等作成コーナー

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおりに入力してください。
記載のない控除は、後の控除の入力画面から入力してください。

源泉徴収票の入力

A. 支払金額 (円)

B. 源泉徴収税額 (円)

※2段で記載されている場合、下の段の金額

スマホ専用画面

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおりに入力してください。
源泉徴収票に記載のない控除は、後の各控除の入力画面から入力してください。

① 支払金額

② 源泉徴収税額

③ 「(源泉) 控除対象配偶者の有無等」、「配偶者(特別)控除の額」のいずれかの記載の場合「なし」を選択してください。

あり なし

パソコン画面

パソコン、スマホなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマホでは作成できません。

STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

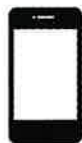
① マイナンバーカード



② ICカードリーダーライター 又は マイナンバーカード対応のスマホ



又は



対応端末一覧はこちら



マイナンバーカード対応のスマホは、一部の端末のみ

IDとパスワードで送信

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知 **ID・PW** が目印

(見本)

ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード↓

本人用	1111	1111	1111	1111
本人用	at2345678			

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

マイナンバーの記載が必要です!

税務署へ申告書などを提出する際は、“**毎回**”

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です。



※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

本人確認書類 (番号確認書類+身元確認書類)

- マイナンバーカードをお持ちの方は

番号確認と身元確認が1枚でできます。



- マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

- 通知カード※1
 - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限り。)
- などのうちいずれか1つ※2

+

身元確認書類

- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
- などのうちいずれか1つ

※1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※2 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

もっと便利に！マイナンバーカード

令和3年3月からは、健康保険証としても利用できるようになる予定です。

マイナンバーカードでできることが増え続けています！

○ オンラインで申告

『マイナポータル』や『e-Tax』を活用して、自宅などから申告ができます。
(裏面参照)



○ 身分証明書として

運転免許証などと同様、公的
身分証明書として使用できます。



○ マイナポイントがもらえる

(令和2年9月～令和3年3月)
選択したキャッシュレス決済サービスで2万円のチャージまたは買い物をする
と上限5,000円分のマイナポイントが
もらえます。

マイナンバーカードはスマホ・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

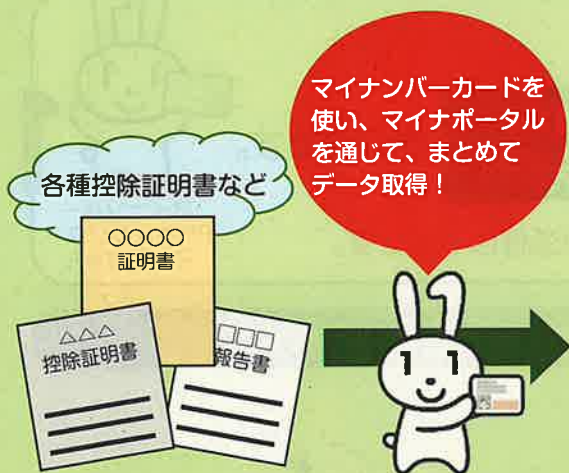


スマホによる
申請は
こちらから！



マイナンバーカードで申告を簡単・便利に!

～マイナポータルを活用した情報連携～

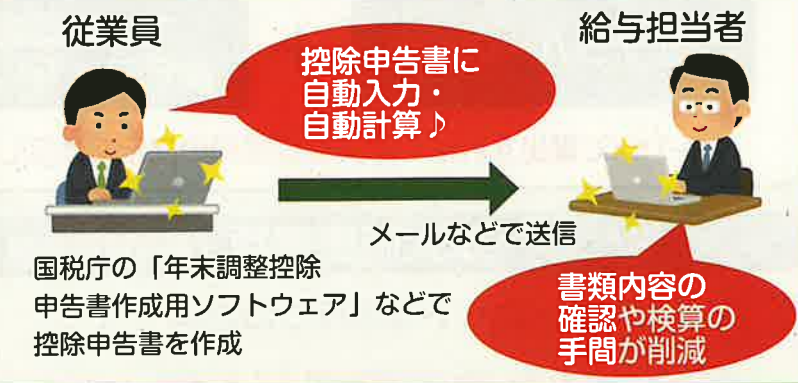


※ご利用には、控除証明書などの発行主体がマイナポータル連携に対応していることが必要です。

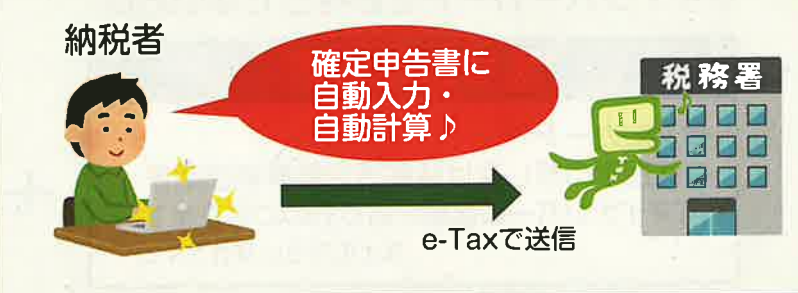
マイナポータルを活用した申告について、詳しくはこちらから!



年末調整 (令和2年10月からスタート)



確定申告 (令和3年1月からスタート)



～e-Taxのメリット～

スマホでもっと便利に

確定申告書等作成コーナーでスマホ申告できる方の対象範囲を広げました。今後も便利な機能を追加する予定です。

メリット

いつでも

確定申告期間中は24時間（その他の期間は平日24時間）、オンラインで申告書の提出ができます。

本人確認書類の提出が不要

e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示または写しの添付が不要です。

e-Taxで申告するには?

- 1 マイナンバーカードを取得
- 2 マイナンバーカード対応のスマートフォン又はICカードリーダーを用意
- 3 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ



取得には1か月程度かかるよ。早めの申請がおすすめ!

マイナンバーカード対応のスマホ一覧はこちらから!

